



年度( ) 年分) 市民税・県民税  
 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書

<提出年月日 年 月 日 >

年1月1日 現在の住所		電話番号										
現在の住所		生年月日	明・大・昭・平・令									
			年	月	日							
フリガナ		個人番号										
氏名												

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る市民税・県民税(住民税)の課税方法について、所得税の確定申告とは異なる課税方法を選択する場合は、**1**の各項目を記入の上、提出してください。上場株式等に係る譲渡損失の金額を翌年度以後に繰り越す場合は、**2**の各項目を記入の上、提出してください。  
 また、本申告書提出の際は、裏面の注意事項を確認していただき、添付書類の提出にご協力をお願いします。

**1** 以下の該当する項目の□に✓(チェック)を入れてください。なお、「①申告不要を選択します。」以外を選択された方は、所得金額と控除額についても記入してください。

1 上場株式等の配当所得等に係る市民税・県民税(住民税)の課税方法について次のとおり選択します。

- ① 申告不要を選択します。
- ② 総合課税を選択します。

総合課税分の所得金額 ( ) 円 配当割額控除額 ( ) 円

③ 申告分離課税を選択します。

申告分離課税分の所得金額 ( ) 円 配当割額控除額 ( ) 円

2 上場株式等の譲渡所得等に係る市民税・県民税(住民税)の課税方法について次のとおり選択します。

- ① 申告不要を選択します。
- ② 申告分離課税を選択します。

譲渡所得等の金額 ( ) 円 株式等譲渡所得割額控除額 ( ) 円

**2** 翌年度以後に繰り越す上場株式等に係る譲渡損失の金額は、次のとおりとします。

上場株式等の譲渡の収入金額 ( ) 円 上場株式等の譲渡所得等の金額 ( ) 円

総合課税分の配当等の所得金額 ( ) 円 配当割額控除額 ( ) 円

申告分離課税分の配当等の所得金額 ( ) 円 配当割額控除額 ( ) 円

翌年以後に繰り越される損失の金額 2年前( )年度分( )円 前年度( )年度分( )円

本年度( )年度分( )円

《職員記入欄》※以下の欄は記入しないでください。

1 申告選択  1-①  1-②  1-③  2-①  2-②

【宛名番号】 \_\_\_\_\_

2 繰越損失  あり  なし

【資料番号】 \_\_\_\_\_

◎ 提出資料  取引報告書  支払通知書  計算明細書

受付 入力 検算

〈ご注意ください〉

●【添付書類について】

配当所得等に関しては、「特定口座年間取引報告書」「上場株式配当等の支払通知書」等、上場株式等の配当等に関する書類の写しを本申告書と一緒に提出してください。

譲渡所得等に関しては、「特定口座年間取引報告書」、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」等、上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写しを本申告書と一緒に提出してください。

- 本申告書で申告(所得税と異なる課税方式を選択)できるのは、所得税及び市市民税・県民税(以下住民税といいます。)が、源泉徴収(特別徴収)されている上場株式等に係る配当等並びに源泉徴収(特別徴収)することを選択している特定口座(源泉徴収選択口座)で運用している上場株式等の譲渡による所得です。一般株式等の配当等及び源泉徴収されていない「簡易申告口座」や「一般口座」での上場株式等の譲渡所得等については申告不要とすることはできません。
- 本申告書は、該当年度の申告期限(3月15日)までに提出してください。ただし、申告期限後であっても税額通知書・納税通知書が送達される時までに提出のあったものは有効です。すでに税額通知書・納税通知書が送達されている場合は、本申告は無効となります。
- 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等以外の所得及び所得控除等については、所得税の確定申告書と同一の内容を記載した住民税の申告書が提出されたものとみなして取り扱います。
- 住民税において申告不要を選択した場合、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、「配当割額控除」及び「株式等譲渡所得割額控除」の適用は受けられません。また、損益通算及び損失の繰越控除についても住民税では適用されません。
- 同一特定口座内において、または、特定口座ごとに上場株式等に係る配当所得等(一定のものを除く。)の一部を総合課税とし、一部を申告分離課税とするなど、税法上認められていない課税方式を選択することはできません。
- 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について申告不要制度を選択したことにより医療費控除等の一部所得控除について、所得税における控除額と住民税における控除額に差異が生じる場合があります。
- 所得税の確定申告において表面の住民税の配当割額控除額や、株式等譲渡所得割額控除額の記載誤り・記載漏れなどがあり、上場株式等の所得と判断できない場合、確定申告書の区分で住民税を課税することがあります。

注1 上場株式等とは、次のものをいいます。

- ・金融商品取引所に上場されている株式など
- ・投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権、公募株式等の証券投資信託の受益権、公募公社債投資信託の受益権など
- ・国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債及び平成27年12月31日以降に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く。)などの特定公社債

注2 特定口座とは、投資家が上場株式等を売却した場合、証券会社が投資家の代わりにその所得金額の計算等を行う口座のことです。

- ・特定口座のうち「源泉徴収あり」を選択した場合には、当該口座に係る所得金額について、投資家が税務署に確定申告をする必要は原則ありません(証券会社が代わりに納付手続きを行います。)
- ・特定口座のうち「源泉徴収なし」を選択した場合には、証券会社等から送られてくる特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付して、簡便に申告を行うことができます。
- ・一般口座で取引された場合には、ご自分で年間の譲渡損益を計算し、計算明細書を作成の上、確定申告をしていただく必要があります。

本申告書の提出先・問い合わせ先  
高崎市 財務部 市民税課 市民税担当  
住所: 〒370-8501 高崎市高松町35-1  
電話: 027-321-1218